

令和5年度における入湯税の用途について

入湯税は、消防施設等の整備、観光施設の整備及び観光振興などに要する費用に充てるための目的税であり、次に掲げる事業の財源の一部として利用させていただいています。

令和5年度入湯税の額 8,036 千円

(単位:千円)

事業名		事業内容等	事業費	財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国(県)支出金	市 債	その他		うち入湯税
消防施設等の整備	消防施設整備 管理事業	消防施設整備工事	12,188	0	10,900	0	1,288	312
		小型動力ポンプ付 積載車購入	7,315	0	5,200	0	2,115	513
	小 計		19,503	0	16,100	0	3,403	825
観光施設の整備	ロイヤル胎内 パークホテル運 営事業	施設改修工事	166,881	16,380	146,200	0	4,301	1,042
	クアハウスたい ない管理事業	施設改修工事	119,772	0	118,600	0	1,172	284
	小 計		286,653	16,380	264,800	0	5,473	1,326
観光振興 (観光施設の 整備を除く)	観光振興事業	観光宣伝費(印刷 製本費、広告料)	3,863	0	0	0	3,863	936
		胎内市観光協会負 担金	20,421	0	0	0	20,421	4,949
	小 計		24,284	0	0	0	24,284	5,885
合 計			330,440	16,380	280,900	0	33,160	8,036